

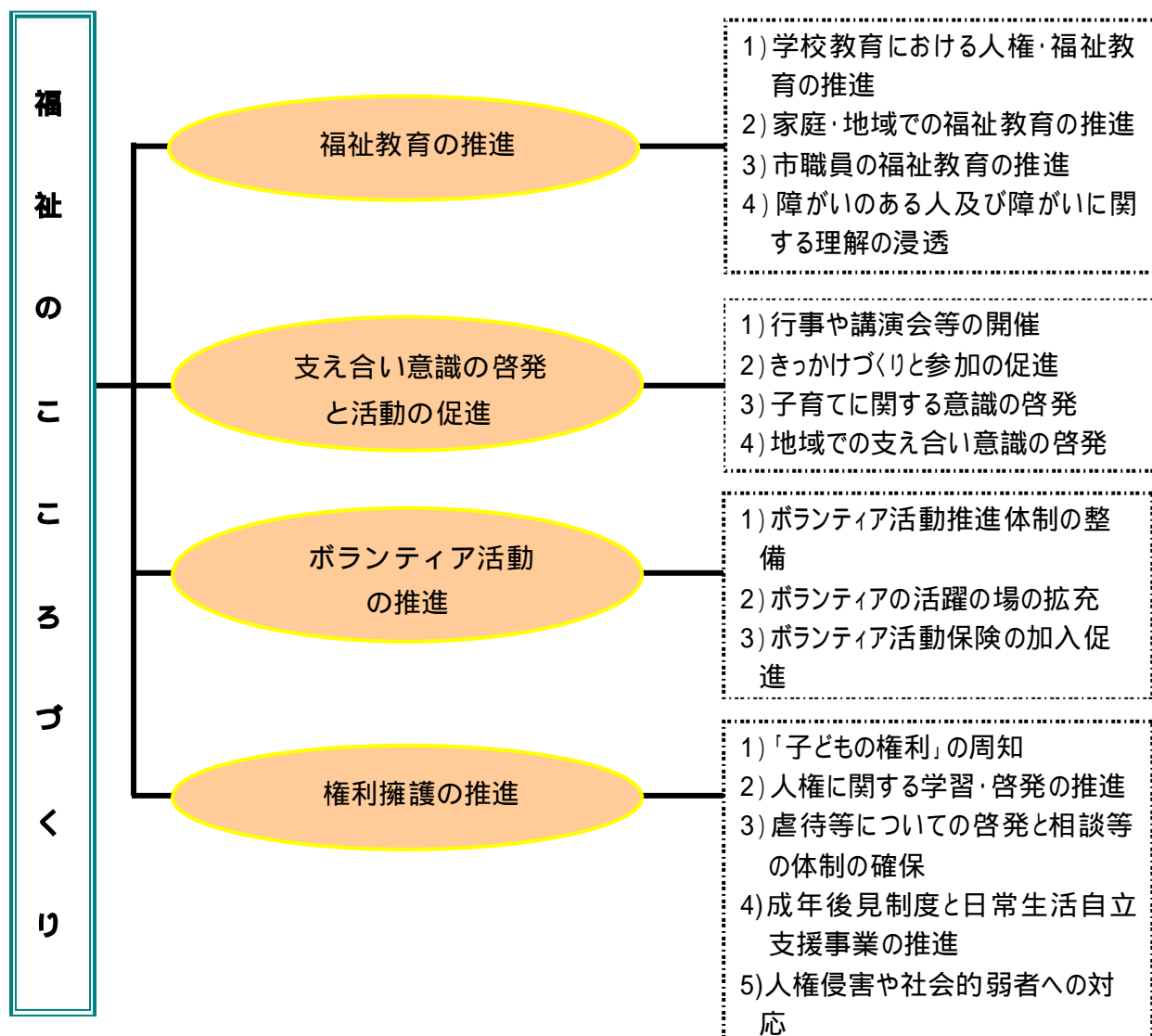


## 3.1 ふれ合いで めくもりの つるが

### (1) 福祉のこころづくり

#### 〔基本方針〕

様々な場面・機会を活用しながら、市民が福祉のこと、自分の地域のことや身近な地域課題を考える機会を創出するとともに、支え合いの心を啓発し、地域で解決に向けた取り組みが展開されるように促進します。



## 〔施策・事業の取り組み〕

### 福祉教育の推進

#### 1) 学校教育における人権・福祉教育の推進

- 市内の小・中学校で学習指導要領に基づき、人権に関する教育と福祉教育を計画的に推進します。
- 総合的な学習の時間の活用をはじめ、ボランティア活動などの体験学習を、地域と関係機関の協力を得ながら展開します。

#### 2) 家庭・地域での福祉教育の推進

- 関係課・関係機関と連携して生涯学習活動や地域活動、家庭教育活動などのなかで、人権や福祉に関して考える場・機会の確保に努めます。

#### 3) 市職員の福祉教育の推進

- 県や関係機関における研修への参加を促進し、職員の理解を深めていきます。
- 県、国、関係機関との連携を深め、人権侵害や福祉問題への対応力を高めていきます。

#### 4) 障がいのある人及び障がいに関する理解の浸透

- 障がいのある人及び障がいに関する理解、ノーマライゼーションの考え方が深まるように、広報、ケーブルテレビ、ホームページなどを活用して啓発します。

### 支え合い意識の啓発と活動の促進

#### 1) 行事や講演会等の開催

- 支え合いを考える行事や講演会等を開催し、市民の参加促進を図ります。

#### 2) きっかけづくりと参加の促進

- 福祉大会や各種スポーツ大会、また、伝統的遊びや芸能伝承事業などを通じて、障がいのある人や高齢者、子ども等、様々な市民同士の交流の機会や場の充実を図ります。
- 市内の福祉施設やサービス事業所の見学会などの開催により、福祉に対する理解を深めていきます。

### 3) 子育てに関する意識の啓発

- 家庭だけでなく、地域、学校、行政等社会全体で子育てを支援する機運を高めるため、市民一人ひとりが子育てに関心を持ち、喜びや楽しみを感じることができるような意識啓発活動を推進します。
- 若い人達が生育てに関する認識を深め、子育ての喜びや楽しみを共感することができるように、公民館、学校、保育園、企業等において子育てに関する学習や子育て交流事業を推進します。

### 4) 地域での支え合い意識の啓発

- 多くの地域住民が、身近な地域の問題に気づき、解決に向けて活動するきっかけとなるように、広報やイベント等を通じて、啓発活動を展開します。

---

## ボランティア活動の推進

---

### 1) ボランティア活動推進体制の整備

- 市ボランティアセンターを中心として、ボランティア活動に関する普及啓発、人材の養成、情報の提供等を行うとともに、市の広報等でも周知を図ります。
- 幅広い年齢層のボランティア活動への参加を促進するために、各種ボランティア講座がより参加しやすいものとなるように検討します。また、登録ボランティアに対する研修会など、フォロー体制の充実に努めます。

### 2) ボランティアの活躍の場の拡充

- 各種ボランティア講座の修了者が活動を行うことができるようにしたり、定年退職者や子育て・介護経験のある人の知識や経験を活用するシステムを確立します。
- ボランティア活動の発信・受け入れ・調整を行うボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアの相談窓口となったり、ボランティアとして活動をしたい人とボランティアを求めている人をつなぎ、活動しやすい環境を整えるなど、ボランティア活動が円滑に展開されるように努めます。

### 3) ボランティア活動保険の加入促進

- 市社会福祉協議会と協力し、ボランティアが安心して活動に取り組めるように、ボランティア活動保険の加入を促進します。

## 権利擁護の推進

### 1) 「子どもの権利」の周知

- 子ども一人ひとりの成長と自立を支援していくため、「子どもの権利」の周知や学習機会の提供など、市民意識の啓発を推進します。

### 2) 人権に関する学習・啓発の推進

- 人権に関する正しい認識と意識が高まるように、学校・地域などで、人権学習や啓発活動を推進します。

### 3) 虐待等についての啓発と相談等の体制の確保

- パンフレット、広報、ケーブルテレビ、ホームページなどを活用して、児童や高齢者、障がいのある人等に対する虐待に関して、地域で見守ることの重要性を啓発します。
- 関係機関等との連絡・調整を密にして、児童や高齢者、障がいのある人等の虐待、ドメスティック・バイオレンスなどで被害を受けた人の一時保護などの対応を行います。
- ドメスティック・バイオレンスに関する相談に適切に対応するとともに、相談来訪者の利便性を図るため、関係機関相互の連携強化を図ります。

### 4) 成年後見制度と日常生活自立支援事業の推進

- 成年後見制度について周知を図り、必要な方が相談・利用できるように、普及啓発に努めます。
- 日常生活自立支援事業について、市社会福祉協議会とともに敦賀市・美浜町・若狭町高齢者・障害者日常生活自立支援センター“しあわせねっと”の普及啓発に努めます。

### 5) 人権侵害や社会的弱者への対応

- 市社会福祉協議会等とともに、人権相談の窓口機能の向上を図るとともに、「県人権センター」や民間の人権擁護関係機関との連携を深め、人権侵害への対応の強化を図ります。

福祉のこころづくりに関連する主要事業：

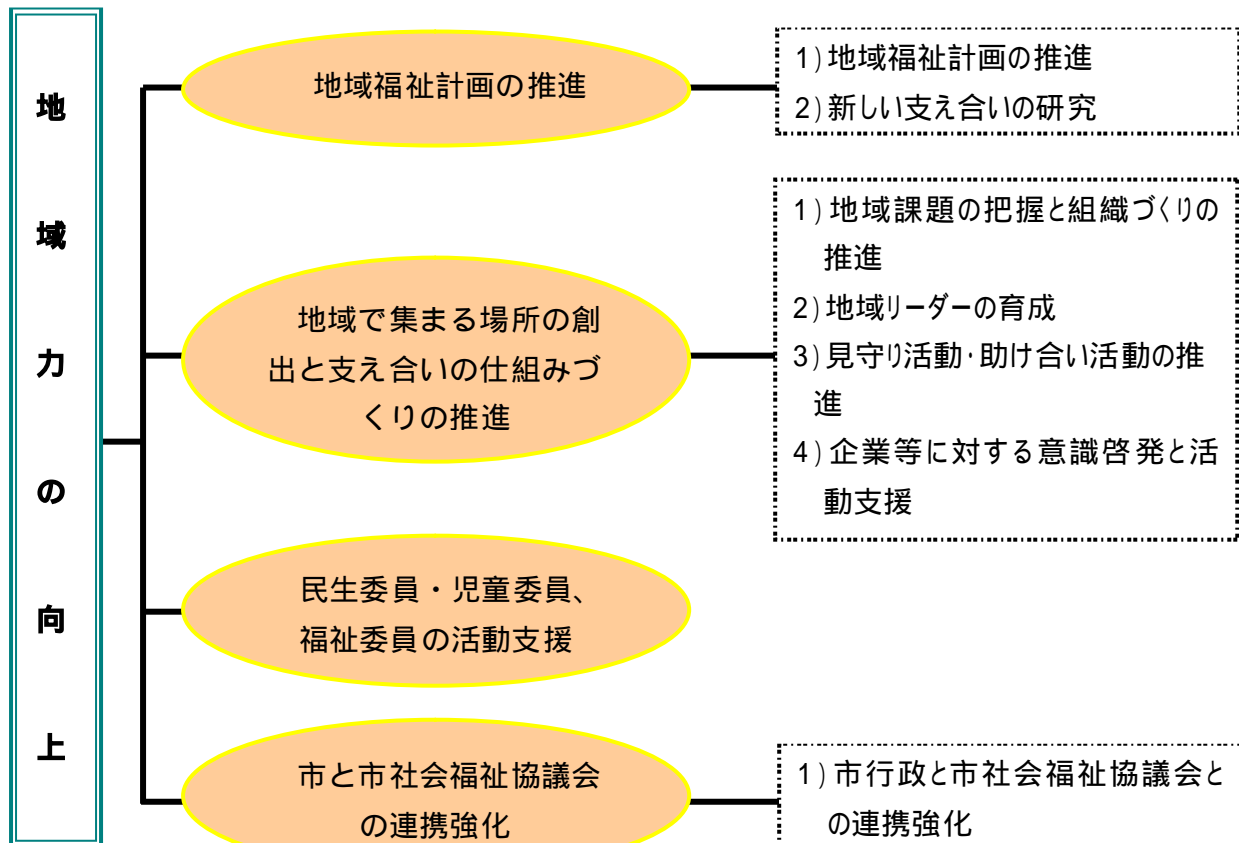
- 相談事業費【市民協働課】
- 地域福祉活動推進事業、ボランティアセンター運営事業、総合相談事業(社会福祉協議会運営費補助金)【地域福祉課】
- 生涯学習推進費【生涯学習課】

(主要事業の内容は関連資料を参照)

## (2) 地域力の向上

### 〔基本方針〕

地域課題に気づき、市と地域が協働で解決に取り組んでいく活動の展開にむけて、ふれ合いときっかけづくり、支え合いの仕組みづくりに取り組みます。そして、地域活動の担い手の活動を支援して、地域力の向上をめざします。



---

## 地域福祉計画の推進

---

### 1) 地域福祉計画の推進

- 策定後は、市のホームページの活用をはじめ、様々な機会をとらえて周知を図ります。
- 計画の具体的な推進を図るため、定期的に計画の進捗状況を把握するとともに、推進体制として地域課題への取り組みについての協議や意見交換をする場を確保します。

### 2) 新しい支え合いの研究

- 市民相互の支え合い活動、地域の課題を地域で解決することを検討する取り組みなど、共助の手法を検討し、市社会福祉協議会と共に取り組んでいけるように、研究と話し合いの場づくりに取り組みます。

---

## 地域で集まる場所と支え合いの仕組みづくりの推進

---

### 1) 地域課題の把握と組織づくりの推進

- 地域の問題・課題を洗い出すため、調査・点検や地域住民を交えた懇談会等を開催します。
- 地域の諸問題の解決に向けた自主的な活動を推進・援助します。

### 2) 地域リーダーの育成

- 地域活動やまちづくりの推進役を担っている地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉委員、町内会、老人クラブ、婦人会などの役員などを対象に、地域福祉活動の推進に係る研修を行うなど、地域リーダーの養成を図ります。

### 3) 見守り活動・助け合い活動の推進

- 日頃からの近所づきあい、地域でのあいさつ運動や声かけ運動、世代間交流などを推進し、見守り活動・助け合い活動につなげていきます。
- 地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉委員、町内会、老人クラブ、婦人会などと連携し、地域住民による見守り活動・助け合い活動の推進を図ります。

#### 4) 企業等に対する意識啓発と活動支援

- 商工団体と連携して、市内事業所に社会貢献活動の重要性を啓発していきます。
- 企業の社会貢献活動を支援するため、県ボランティアセンターが事務局となっている「福井県企業等ボランティア・社会貢献連絡会(通称『Fパネット』)」のボランティア活動に関する研修会、交流会への参加を勧奨します。
- ボランティア休暇の導入やボランティア活動等に関する職場内研修の実施等について周知を行います。

---

### 民生委員・児童委員、福祉委員の活動支援

---

- 民生委員・児童委員、福祉委員が地域で活動しやすくなるように、必要な情報提供を行います。また、定期的に連携・協議の場を確保し、連携強化を図ります。
- 民生委員・児童委員や福祉委員の研修の場をつくりながら、委員活動の基盤となる地区民生委員協議会、地区福祉委員協議会等の活発化を図ります。

---

### 市と市社会福祉協議会の連携強化

---

#### 1) 市行政と市社会福祉協議会との連携強化

- 地域福祉の推進を支援するための施策や事業の企画・立案、実施にあたって、より実効性のある施策や事業とするため、市社会福祉協議会と一層密接な連携を図ります。また、情報提供についても双方で連携して市民に提供できるように取り組みます。

地域力の向上に関連する主要事業:

- 民生、児童委員活動助成費【地域福祉課】
- 地域福祉活動推進事業(社会福祉協議会運営費補助金)【地域福祉課】

(主要事業の内容は関連資料を参照)